

議案第 70 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 25 年 4 月 15 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月29日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(伊賀市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 伊賀市国民健康保険税条例(平成16年伊賀市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第8条の2及び第26条において同じ。))」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 16,500円

第26条第1項第1号イの(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 11,550円

第26条第1項第1号エの(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,363円

第26条第1項第2号イの(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 8,250円

第26条第1項第2号エの(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,688円

第26条第1項第3号イの(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

第26条第1項第3号エの(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 675円

(伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成24年伊賀市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第8条の2及び第8条の3の改正規定を次のように改める。

第8条の2中「5,500円」を「3,500円」に改め、同条を第8条とする。

第8条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 3,375円

第8条の3を第8条の2とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。